

改正次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当金庫では働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を次のとおり策定しましたので公表します。

平成27年3月19日

東栄信用金庫 行動計画

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：平成27年4月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを拡充し、実施する。

<対策>

- ・平成27年4月から3ヵ月毎にノー残業デーを設定する。
- ・庫内文書による職員への周知を徹底する。(年4回)

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- ・必要に応じて、就業規則、育児・介護休業規程等を整備し、庫内文書により周知を図る。

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- ・リフレッシュ休暇を継続実施する。
(年2～3日間実施)
- ・庫内文書により職員への周知を図る。

以 上